平成２６年（フ）第６６号
北海道北見市栄町４丁目８番地４　コーポいちい２－２号、前住所北海道常呂郡訓子府町旭町14番地
債務者　堤　　泰憲
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第６３号
山形県酒田市芹田字家ノ下16番地
債務者　赤塚　広平
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第６５号
山形県酒田市富士見町１丁目13番地の16、前住所山形県酒田市若浜町23番28号
債務者　佐藤　　伯
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第２３５号
群馬県高崎市台新田町158番地１　エルディム榛名106号
債務者　中曽根美也子
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１１８９号
埼玉県朝霞市溝沼４丁目１番51号　榎本荘101、旧住所埼玉県朝霞市本町１丁目33番16号　ゆき花荘105号
債務者　畑中　政明
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５２９号
埼玉県越谷市赤山町５丁目３番32号
債務者　和知由紀子
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５６１号
埼玉県吉川市吉川団地４番４号507
債務者　千葉　穂子
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５７３号
埼玉県比企郡川島町大字戸守50番地12
債務者　木幡　　歩
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第６３２号
埼玉県入間市豊岡１丁目８番　１―1115号
債務者　羽倉　正子
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２６０号
千葉県四街道市四街道1522番地68　アーバンライフ津の守302
債務者　金　　恩慧
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１１９号
岐阜県土岐市妻木町1849番地の11
債務者　谷本とめ子
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第２１５１号
愛知県瀬戸市萩山台４丁目９番407号
債務者　関口真由美
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３３７号
大分県別府市大字鶴見971番地の１　市営宮園住宅Ｃ棟503号
債務者　杉本沙耶花
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３６５号
大分市大字古国府1355番地の２　リバーサイド花園85―306
債務者　木下　祐美
1　決定年月日時　平成27年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３７８号
大分市乙津町２－７　株式会社インターナショナルコーディネーター内、住民票上の住所大分市下郡南２丁目６番18号　ヴェルドミールⅠ203
債務者　日野　真澄
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３号
大分県由布市挾間町来鉢1327番地Ａ－２
債務者　長野　政見
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３７７号
沖縄県那覇市若狭２丁目７番６　嘉手納方、住民票上の住所沖縄県那覇市字仲井真124番地１
債務者　南沢　政子
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第６８号
北海道夕張郡栗山町松風３丁目173番地　パインフィールド２－１号室
債務者　関口　寿恵
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部